令和７年　№1
○国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部を改正する規則の制定

改正理由
　押印省略の見直し並びに文書の取扱いについて現行に則して整理することに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過
　12 月 19 日　事務協議会　改正内容確認

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和７年１月８日

国立大学法人東京学芸大学長
國　分　　充

令和７年規則第１号

# 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和 52 年規則第８号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：押印省略の見直し並びに文書の取扱いについて現行に則して整理することに伴い，所要の改正を行うものである。

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 〔省略〕 | 〔省略〕 |
| （持回り）<br>第２２条　次の起案文書は，持回りにより処理するものとする。<br>（1）秘密文書<br>（2）特に説明を要する起案文書<br>（3）至急に処理すべき起案文書 | （持回り）<br>第２２条　次の起案文書は，持回りにより処理するものとする。<br>（1）秘密文書<br>（2）特に説明を要する起案文書<br>（3）至急に処理すべき起案文書 |
| | （浄書）<br>第２３条　学外機関への発信文書は，浄書するものとする。ただし，諸表，図表，計算書等は，この限りでない。 |
| （発信文書の日付）<br>第２３条　〔省略〕 | （発信文書の日付）<br>第２４条　〔省略〕 |
| （公印の押印等）<br>第２４条　〔省略〕 | （公印の押印等）<br>第２５条　〔省略〕 |
| （公印の押印省略）<br>第２５条　学内文書は，原則として公印の押印を省略するものとする。ただし，法的な権利や義務等が伴う文書は除く。<br>２　学外へ発出する文書は，原則として公印の押印を省略し，原議書の「添付物及び施行上の注意」欄に公印省略と明記の上，文書の公印押印箇所に「（公印省略）」の文字を記載するものとする。ただし，法令上又は学外機関等から押印を求められる文書については，この限りではない。 | （公印の押印省略）<br>第２６条　公印の押印省略については，別に定める。 |
| （発送）<br>第２６条　〔省略〕 | （発送）<br>第２７条　〔省略〕 |
| （発送を終えた起案文書の処理）<br>第２７条　〔省略〕 | （発送を終えた起案文書の処理）<br>第２８条　〔省略〕 |
| （特例）<br>第２８条　〔省略〕 | （特例）<br>第２９条　〔省略〕 |
| （保存）<br>第２９条　〔省略〕 | （保存）<br>第３０条　〔省略〕 |
| （保存文書の閲覧）<br>第３０条　〔省略〕 | （保存文書の閲覧）<br>第３１条　〔省略〕 |
| （規則の改廃） | （規則の改廃） |

第３１条　〔省略〕

〔省略〕

様式第２

東京学芸大学原議書

（表）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 完結 | 年　月　日 | （発送種別）<br>普通・書留・速達・小包<br>使送・電子メール・<br>FAX・部内通知 | 東学芸　第　号 | |
| 発送 | 年　月　日 | | 年　月　日 | |
| （添付物及び施行上の注意） | | | 決裁 | 年　月　日 |
| | | | 起案 | 年　月　日 |
| 〔省　略〕 | | | | |

〔省略〕

附　則

１．この規則は，令和７年４月１日から施行する。

２．国立大学法人東京学芸大学公印の押印省略に関する取扱要項（平成９年３月26日制定）は廃止する。

第３２条　〔省略〕

〔省略〕

様式第２

東京学芸大学原議書

（表）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 完結 | 令和　年　月　日 | （発送種別）<br>普通・書留・速達・小包<br>使送・部内通知 | 東学芸　第　号 | |
| 発送 | 令和　年　月　日 | | 令和　年　月　日 | |
| 照合 | 令和　年　月　日 | （添付物及び施行注意） | 決裁 | 令和　年　月　日 |
| 浄書 | 令和　年　月　日 | | 起案 | 令和　年　月　日 |
| 〔省　略〕 | | | | |

〔省略〕